

平成29年度災害廃棄物 処理計画策定モデル事業 (近畿ブロック) の結果概要

西播磨地域

(兵庫県)上郡町・佐用町・にしはりま環境事務組合

<対象地域の特徴>

- ① 西播磨地域は、台風・風水害による堤防の決壊等による被害を繰り返し受けており、平成16年台風第21号、平成21年台風第9号による豪雨災害では、千種川及び佐用川を中心に多くの家屋が被災
- ② 山崎断層帯が位置し、新耐震基準が導入される以前の農家が多く、家屋倒壊などの被害や、空家等の問題を懸念

<個別事項 ◎災害廃棄物処理計画に記載することが考えられる事項の抽出・作成>

- ① 災害廃棄物処理計画の構成案作成
- ② 空家処理の事前対策、応急対策上の留意点整理

平成30年 2 月

近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

モデル事業の対象地域・実施項目

1 災害廃棄物処理計画策定モデル事業 . . . 5地域

「災害廃棄物処理計画」を策定する予定がある地域をモデル地域として選定し、災害廃棄物発生量の推計や効果的な仮置場の運用等に係る調査・検討を通じて、府県、市町村、一部事務組合による災害時の廃棄物処理に着目した実効性の高い「災害廃棄物処理計画」の策定を支援する。5地域に共通する事項と、5地域の個別検討事項について調査・検討を行った。

		丹後地域 (京都府)宮津市・伊根町・与謝野町・宮津与謝環境組合	乙訓地域 (京都府)向日市・長岡京市・大山崎町・乙訓環境衛生組合	泉南地域 (大阪府)泉南市・阪南市・泉南清掃事務組合	西播磨地域 (兵庫県)上郡町・佐用町・にしはりま環境事務組合	淡路地域 (兵庫県)洲本市・南あわじ市・淡路市・淡路広域行政事務組合
対象地域の特徴		①丹後地域は、平成16年台風第23号による記録的な豪雨では、宮津市や与謝野町において広範囲の冠水による水害が発生し、大量の災害廃棄物が発生 ②日本三景の天橋立や伊根の舟屋など、沿岸部の観光地で津波が発生した場合に観光業に大きく影響する可能性	①乙訓地域は、東西を山と川に挟まれており、平成25年台風第18号による暴風雨では、全国初の特別警報(大雨)が適用 ②同地域の主要な活断層は有馬-高槻断層帯など	①泉南地域は海岸沿いや山地で宅地開発が進んでおり、津波被害、河川での水害が懸念 ②両市は直営収集を行っており、一般廃棄物処理施設は、両市で構成される泉南清掃事務組合が管理	①西播磨地域は、台風・風水害による堤防の決壊等による被害を繰り返し受けており、平成16年台風第21号、平成21年台風第9号による豪雨災害では、千種川及び佐用川を中心に多くの家屋が被災 ②山崎断層帯が位置し、新耐震基準が導入される以前の農家が多く、家屋倒壊などの被害や、空家等の問題を懸念	①南海トラフ巨大地震による被害想定において、兵庫県下で最大級の被害が予想。平成25年淡路島地震の発生時は、洲本市において大量の廃棄物が発生 ②島内には可燃ごみの焼却施設や不燃ごみの処理施設があるが、大量の災害廃棄物が発生した場合、陸上輸送、海上輸送による島外処理の可能性
	個別事項	◎津波堆積物の発生量の推計 ・津波堆積物の発生量の推計 ・津波堆積物による観光地への影響の把握	◎災害廃棄物の処理手順に係る検討 ・処理手順の時系列の整理 ・広域連携の標準的な手順、受援を行う際に必要な事項の整理	◎災害廃棄物処理に係る技術的事項の検討 ・集積場の排出・分別 ・災害廃棄物の収集運搬 ・収集運搬に係る運営管理 ・搬入時のルート確保 ・一般廃棄物処理施設の運用	◎災害廃棄物処理計画に記載することが考えられる事項の抽出・作成 ・災害廃棄物処理計画の構成案作成 ・空家処理の事前対策、応急対策上の留意点整理	◎島外も含めた災害廃棄物の広域的な処理に係る検討 ・島外搬出に必要な事項の整理 ・広域連携に係る標準的な手順のとりまとめ
調査事項	共通事項	災害廃棄物及びし尿の発生量の推計		◆地震災害、風水害の災害廃棄物等発生量の推計、◆し尿の推計、◆避難所ごみの推計、◆片付けごみの推計(試算)		
		災害廃棄物の処理可能量の検討		◆一般廃棄物処理施設の処理能力、◆災害廃棄物処理可能量の検討		
		仮置場の面積の推計及び仮置場の理想的な配置に係る検討		◆仮置場の必要面積の推計、◆仮置場の理想的な配置		
		ワーキンググループの開催及び意見交換		◆各3回実施(第3回は合同開催)		

事業結果の概要（計画策定：西播磨地域）

災害廃棄物処理計画の策定を目指し、上郡町・佐用町・にしはりま環境事務組合を対象としてモデル事業を実施した。

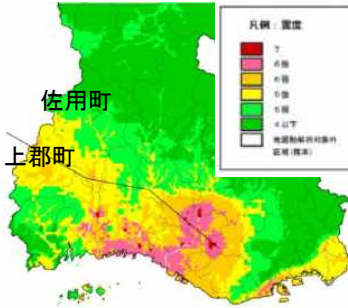
モデル事業の対象

- 発生量（災害廃棄物・し尿等）
- 処理可能量
- 仮置場面積、仮置場のレイアウト
- 災害廃棄物処理計画に記載することが考えられる事項の抽出・作成

被害想定

- 対象とする災害
 - ・地震：山崎断層帯地震（主部北西部）（右図）
全壊棟数：約210棟
 - ・風水害：兵庫県の洪水浸水想定をもとに推計 全壊棟数：約540棟

山崎断層帯地震（主部北西部）の震度分布



災害廃棄物・し尿等の発生量の推計

【考え方】

災害廃棄物発生量＝建物被害棟数（棟）×発生原単位（t／棟）×種類別割合
 し尿発生量＝仮設トイレ需要者数×し尿の1人1日平均排出量×収集間隔日数
 避難所ごみ＝避難者数×ごみ発生原単位
 片付けごみ（試算）＝被災世帯数×発生原単位

【結果】

災害廃棄物：約6万トン（山崎断層帯地震（主部北西部））、約11万トン（水害）
 し尿：約0.2万L/日（山崎断層帯地震（主部北西部））
 避難所ごみ：約0.9トン／日（山崎断層帯地震（主部北西部））
 片付けごみ（試算）：約0.02～0.2万トン（山崎断層帯地震（主部北西部））、約2万トン（水害）

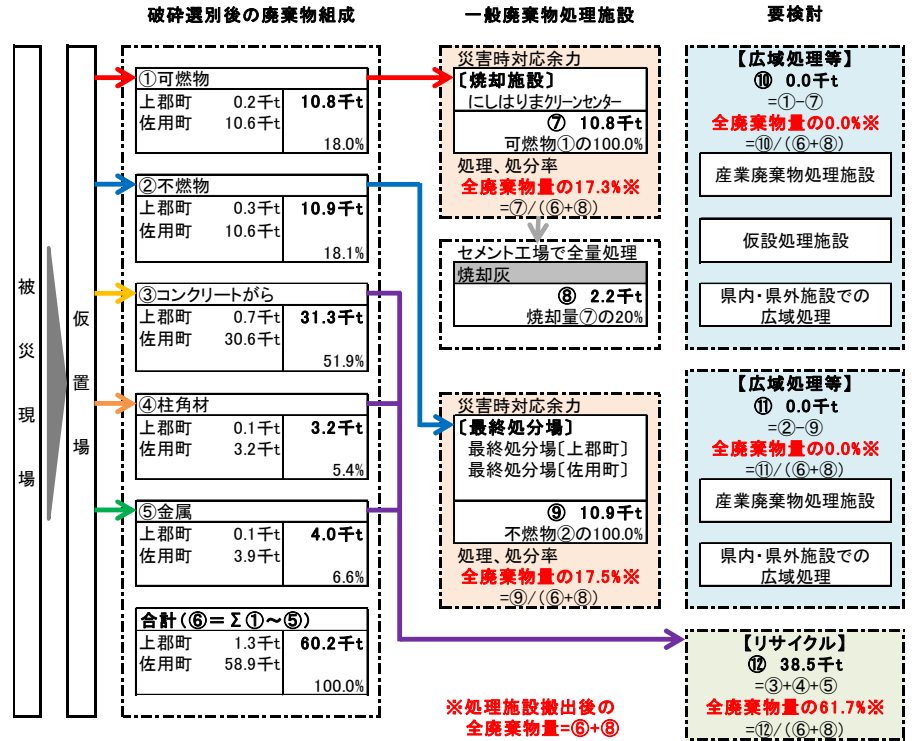
災害廃棄物の処理可能量の検討

【考え方】

- ◎焼却施設
 [指針] 処理可能量（t／3年）＝年間処理量（実績）×分担率
 [最大利用方式] 処理可能量＝災害時対応余力×年間稼働日数×年間稼働率（1年目）＋災害時対応余力×年間稼働日数×2（2～3年目）
- ◎最終処分場
 [指針] 埋立処分可能量（t／2.7年）＝年間埋立処理量（実績）×分担率
 [最大利用方式] 10年後残余容量＝残余容量－年間埋立容量×10年

【結果】

災害廃棄物処理フロー【山崎断層帯地震（主部北西部）】



破砕選別後の災害廃棄物の搬出先【山崎断層帯地震（主部北西部）】

破砕選別後の廃棄物組成	発生量（千t）	搬出先
可燃物	10.8	全量を焼却施設で処理可能
不燃物	10.9	全量を最終処分場で処理可能
コンクリートがら	31.3	全量を再生資材として活用
柱角材	3.2	全量を木質チップとし、燃料もしくは原料として売却
金属	4.0	全量を金属くずとして売却

災害廃棄物の最大仮置量の試算

一次仮置場処理期間(準備期間含む)を(A)1.5年、(B)2年、(C)2.5年の3パターンで試算した災害廃棄物の仮置量は下表のとおり

一次仮置場・二次仮置場の最大仮置量

		パターン			備考
		A	B	C	
被災現場	解体期間(年)	1.0	1.5	2.0	初期準備期間を含む
	処理期間(年)	1.5	2.0	2.5	初期準備期間を含む
	最大仮置量	38%	27%	21%	
二次仮置場	処理期間(年)	2.5	2.5	2.5	撤去等の期間を含む
	最大仮置量	59%	38%	17%	

仮置場面積の試算

【試算方法】

(1) 一次仮置場必要面積

$$= (a + \text{①余裕幅})^2$$

① 余裕幅: 5m

② 仮置量

$$= (a^2 + ab + b^2) \times 1/3 \times \text{高さ}$$

③ 仮置場高: 5m

④ 法面勾配: 1:1

⑤ 災害廃棄物等(混合状態)

の見かけ比重: 1.0トン/m³

(2) 二次仮置場必要面積

仮設の混合物処理施設を設置して3年間での処理を想定し、災害廃棄物量から下表に基づいて必要なユニット面積を算出した

混合物処理施設のユニット面積と処理量

タイプ	ha/unit	処理量(t/日)	処理量平均(t/日)
固定式	4.0	300 ~ 1,200	750
移動式	4.5	140 ~ 570	355

出典: 「第6回 大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会資料」

【試算結果】

環境省が示す方法(災害廃棄物対策指針技術資料に示される算出方法)による試算結果と、本モデル事業による試算結果※の比較は下表のとおり

※一次仮置場処理期間(準備期間含む)を(A)1.5年、(B)2年、(C)2.5年の3パターンで計算

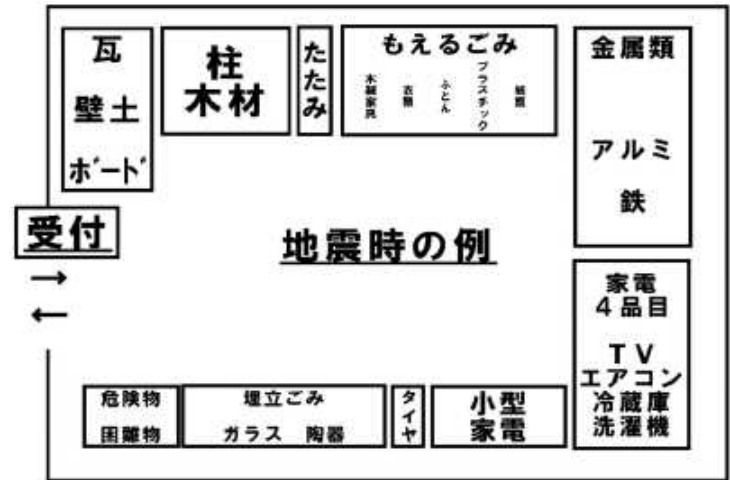
仮置場必要面積の試算結果

災害の種類	仮置場の種類	環境省が示す方法	仮置場必要面積 (ha)		
			A	B	C
山崎新層帯地震 [主部北西部]	一次仮置場	1.8	0.8	0.6	0.6
	二次仮置場(固定式)	—	3.8	3.5	3.5
	二次仮置場(移動式)	—	1.8	1.5	1.5
(参考) 南海トラフ巨大地震	一次仮置場	0.1	0.1	0.1	0.1
	二次仮置場(固定式)	—	3.4	3.3	3.3
	二次仮置場(移動式)	—	3.9	3.8	3.8
風水害	一次仮置場	3.7	1.6	1.1	1.0
	二次仮置場(固定式)	—	4.3	4.1	3.8
	二次仮置場(移動式)	—	4.8	4.6	4.3

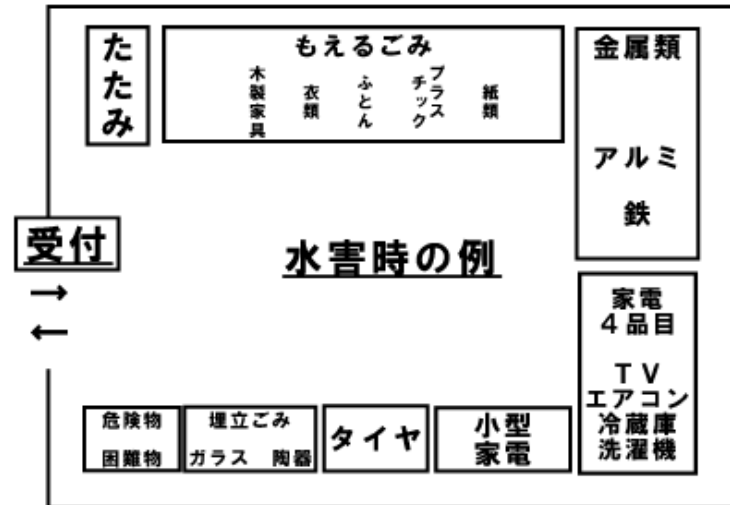
仮置場のレイアウト案

・下図は、佐用町で作成した仮置場のレイアウト案

・仮置き場面積は、1,000m²以上の土地を想定し、使用する土地の面積に合わせ、レイアウトを拡大・縮小し使用する。



※建物解体物等は、別途設置



※建物解体物等は、別途設置

一次仮置場レイアウト案

災害廃棄物処理計画に記載することが考えられる事項の抽出・作成

災害廃棄物処理計画の構成案作成

- 対象地域の災害特性を踏まえ、他自治体事例を参考にして、災害廃棄物処理計画の目次構成案を作成

目次構成案【部分】

目次項目	概要	計画作成方針
第1章 基本的事項		
1-1 目的	災害廃棄物処理計画の策定目的	県計画をもとに記載
1-2 本計画の位置付け	法律等による計画の位置づけ	
1-3 対象とする災害	計画内で対象とする災害	
1-4 災害廃棄物の特徴	地震災害による廃棄物の特徴	
1-5 対象とする災害廃棄物	計画内で対象とする廃棄物	
1-6 計画の基本的な考え方	災害廃棄物処理計画の基本概要	
(1) 基本的な考え方	災害廃棄物処理の基本概要	
(2) 処理期間	災害廃棄物の処理実施期間	
(3) 分別	分別に関する基本概要	
(4) 仮置場	仮置場に関する基本概要	
(5) 倒壊家屋の解体	倒壊家屋の解体に関する基本概要	
1-7 災害廃棄物処理方針の決定(主な事項)	災害廃棄物の処理先、処理スケジュール	
1-8 広域処理体制	被災時の広域処理体制	
第2章 災害廃棄物処理の組織体制		
2-1 組織体制	地域防災計画による町災害対策本部、災害廃棄物処理体制	町地域防災計画等をもとに記載
2-2 情報収集・連絡体制		
(1) 被害情報の収集	庁内での情報収集体制、被害情報の収集内容・方法について記載	
(2) 県との情報共有	県との被害情報の共有方法、内容について記載	5.1.2(2)⑤住民への広報をもとに記載
(3) 住民への広報	住民への広報内容、方法について記載	
2-3 協力・支援体制		
(1) 町及び県の役割	平常時・発災時の町と県の役割について記載	県計画をもとに記載
(2) 協力・支援の調整	県との連携体制について記載	5.1.2(2)①協力・支援の調整をもとに記載
(3) 広域処理体制	近隣市町村との各種協定に伴う広域処理体制	5.1.2(2)②広域処理体制をもとに記載
(4) (公財)ひょうご環境創造協会 の活用	県が主導する(公財)ひょうご環境創造協会への業務委託について記載	県計画をもとに記載
(5) 民間事業者との連携	町が独自に締結する民間事業者との協定等に伴う連携体制について記載	5.1.2(2)③民間事業者との連携をもとに記載
第3章 災害廃棄物処理		
3-1 仮設トイレ等し尿処理及び避難所ごみ		
(1) し尿処理需要量	し尿処理需要量について記載	2章 2.3をもとに記載
(2) 仮設トイレ必要基数	県計画の算出方法をもとにした、仮設トイレ必要基数について記載	県計画をもとに記載
(3) 避難所ごみ	避難所ごみの発生量について記載	2章 2.4をもとに記載
3-2 災害廃棄物処理		
(1) 災害廃棄物発生量の推計	地震被害想定結果による災害廃棄物発生量の推計結果について記載	2章 2.2をもとに記載
(2) 分別	災害廃棄物の分別区分について記載	県計画をもとに記載
(3) 仮置場の選定・設置	仮置場の設置時期、候補地、必要面積、配置計画(レイアウト案)は4章で検討済み	・県計画をもとに記載 ・候補地、必要面積、配置計画(レイアウト案)は4章で検討済み
(4) 収集・運搬	発災時の収集運搬体制、公有・民有の運搬車両台数について記載	5.1.2(2)④収集運搬をもとに記載
(5) 倒壊家屋の解体・撤去	被災家屋の公費解体について記載	県計画をもとに記載
(6) 空家等対策	災害による空家倒壊に伴う手続等について記載	5.2.2をもとに記載

- 災害廃棄物処理計画の目次構成案のうち、町が独自に作成する必要のある項目を抽出し、事例をもとに標準的な記載内容を整理

町が独自に作成する項目

種類	番号	項目	概要	表5.1.1の記載箇所
特に町が独自に作成する必要のある項目	①	協力・支援体制	県との体制や共有する情報について記載	第2章2-3(2)
	②	広域処理体制	近隣市町村を含めた広域処理体制、協定等の記載	第2章2-3(3)
	③	民間事業者との連携	民間事業者との体制、協定等について記載	第2章2-3(5)
	④	収集運搬	収集運搬に使用する車両等の記載	第3章3-2(4)
	⑤	住民への広報	仮置場位置や収集方法などの広報方法の記載	第2章2-2(3)
町が独自に作成する項目のうち、前項で検討済みの項目	⑥	避難所ごみ	避難所ごみの発生量の推計	第3章3-1(3)
	⑦	し尿発生量	し尿発生量の推計方法、発生量	第3章3-1(1)
	⑧	災害廃棄物発生想定量と処理可能量	種類別の災害廃棄物発生量の算出と、一般廃棄物処理施設による処理可能量の推計	第3章3-2(1)
	⑨	基本処理フロー	算出した種類別の災害廃棄物発生量をもとにした処理フローの作成	第3章3-2(1)
	⑩	仮置場	町の仮置場候補地、レイアウト例	第3章3-2(3)

空家処理の事前対策、応急対策上の留意点整理

- 対象地域の空家分布を整理し、空家の廃棄物処理に係る留意点について、事前対策と応急対策の留意点を整理

廃棄物処理に係る空家の対策

【事前対策】

項目	内容
①担当課との連携	<ul style="list-style-type: none"> 町内空家数の把握、所有者名簿の共有 最新の空家分布図による空家位置の把握 特定空家等の発災時に影響があると予想される空家位置、所有者の把握 発災時の連携体制の構築(空家対策担当課との役割分担、情報共有など)
③協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> 発災時の所有者不明の空家解体に係る司法書士または弁護士への業務委託に関する協定の締結

【応急対策】

項目	内容				
①被災情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 事前に把握した、空家分布、一覧をもとに空家の被災状況の把握 災害時における、住民への空家被災状況の提供の呼びかけ 				
②空家等の解体撤去	<table border="1"> <tr> <td>所有者がいる空家の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所有者からの申請により、応急危険度判定担当課、有資格者(1級建築士、応急危険度判定士)と連携し、事前に把握した空家等に関し、被災状況の確認 解体対象に該当する場合、罹災証明の発行による、空家の解体撤去 </td> </tr> <tr> <td>所有者不明の空家の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係者からの申請により、応急危険度判定担当課、有資格者(1級建築士、応急危険度判定士)と連携し、事前に把握した空家等に関し、被災状況の確認 解体対象に該当する場合、司法書士業務委託により、公費解体による手続 </td> </tr> </table>	所有者がいる空家の場合	<ul style="list-style-type: none"> 所有者からの申請により、応急危険度判定担当課、有資格者(1級建築士、応急危険度判定士)と連携し、事前に把握した空家等に関し、被災状況の確認 解体対象に該当する場合、罹災証明の発行による、空家の解体撤去 	所有者不明の空家の場合	<ul style="list-style-type: none"> 関係者からの申請により、応急危険度判定担当課、有資格者(1級建築士、応急危険度判定士)と連携し、事前に把握した空家等に関し、被災状況の確認 解体対象に該当する場合、司法書士業務委託により、公費解体による手続
所有者がいる空家の場合	<ul style="list-style-type: none"> 所有者からの申請により、応急危険度判定担当課、有資格者(1級建築士、応急危険度判定士)と連携し、事前に把握した空家等に関し、被災状況の確認 解体対象に該当する場合、罹災証明の発行による、空家の解体撤去 				
所有者不明の空家の場合	<ul style="list-style-type: none"> 関係者からの申請により、応急危険度判定担当課、有資格者(1級建築士、応急危険度判定士)と連携し、事前に把握した空家等に関し、被災状況の確認 解体対象に該当する場合、司法書士業務委託により、公費解体による手続 				

出典：空家等の解体撤去：熊本市提供データをもとに作成

[参 考]
個別事項の検討内容

◎災害廃棄物処理計画への記載想定事項の抽出・作成

◆災害廃棄物処理計画の目次構成案作成

▼ 目次構成案作成方針

作成方針	概要
①兵庫県災害廃棄物処理計画（案）をもとにした目次構成の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、県が実施する項目のうち市町村に関連がある項目について県と共同し実施する必要がある。 ・そのため、県計画のうち対象地域に関連のある項目について目次構成案として記載した。
②対象地域と人口規模が同程度もしくは山間部に立地する自治体の処理計画目次構成をもとにした追記	<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に記載のない項目のうち、他自治体の事例から、複数の自治体で共通して記載のある項目を抽出し、特に町が独自に行うべき項目について目次構成案として追記した。
③風水害による災害廃棄物対策項目の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域では過去に発生した風水害により、大きな被害を受けた経験がある。 ・そのため、地震に加え特に対策を検討すべき項目として、風水害による災害廃棄物処理対策項目を追加した。

◎災害廃棄物処理計画への記載想定事項の抽出・作成

◆災害廃棄物処理計画の目次構成案作成

▼ 対象地域目次構成案

目次項目	概要	計画作成方針
第1章 基本的事項		
1-1 目的	災害廃棄物処理計画の策定目的	県計画をもとに記載
1-2 本計画の位置付け	法律等による計画の位置づけ	
1-3 対象とする災害	計画内で対象とする災害	
1-4 災害廃棄物の特徴	地震災害による廃棄物の特徴	
1-5 対象とする災害廃棄物	計画内で対象とする廃棄物	
1-6 計画の基本的な考え方	災害廃棄物処理計画の基本概要	
(1) 基本的な考え方	災害廃棄物処理の基本概要	
(2) 処理期間	災害廃棄物の処理実施期間	
(3) 分別	分別に関する基本概要	
(4) 仮置場	仮置場に関する基本概要	
(5) 倒壊家屋の解体	倒壊家屋の解体に関する基本概要	
1-7 災害廃棄物処理方針の決定 (主な事項)	災害廃棄物の処理先、処理スケジュール	
1-8 広域処理体制	被災時の広域処理体制	
第2章 災害廃棄物処理の組織体制		
2-1 組織体制	地域防災計画による町災害対策本部、災害廃棄物処理体制	町地域防災計画等をもとに記載
2-2 情報収集・連絡体制		
(1) 被害情報の収集	庁内での情報収集体制、被害情報の収集内容・方法について記載	
(2) 県との情報共有	県との被害情報の共有方法、内容について記載	
(3) 住民への広報	住民への広報内容、方法について記載	5.1.2(2)⑤住民への広報をもとに記載
2-3 協力・受援体制		
(1) 町及び県の役割	平常時・発災時の町と県の役割について記載	県計画をもとに記載
(2) 協力・支援の調整	県との連携体制について記載	5.1.2(2)①協力・支援の調整をもとに記載
(3) 広域処理体制	近隣市町村との各種協定に伴う広域処理体制	5.1.2(2)②広域処理体制をもとに記載
(4) (公財)ひょうご環境創造協会の活用	県が主導する(公財)ひょうご環境創造協会への業務委託について記載	県計画をもとに記載
(5) 民間事業者との連携	町が独自に締結する民間事業者との協定等に伴う連携体制について記載	5.1.2(2)③民間事業者との連携をもとに記載
第3章 災害廃棄物処理		
3-1 仮設トイレ等し尿処理及び避難所ごみ		
(1) し尿処理需要量	し尿処理需要量について記載	2章 2.3をもとに記載
(2) 仮設トイレ必要基数	県計画の算出方法をもとにした、仮設トイレ必要基数について記載	県計画をもとに記載
(3) 避難所ごみ	避難所ごみの発生量について記載	2章 2.4をもとに記載
3-2 災害廃棄物処理		
(1) 災害廃棄物発生量の推計	地震被害想定結果による災害廃棄物発生量の推計結果について記載	2章 2.2をもとに記載
(2) 分別	災害廃棄物の分別区分について記載	県計画をもとに記載
(3) 仮置場の選定・設置	仮置場の設置時期、候補地、必要面積、配置計画について記載	・県計画もとに記載 ・候補地、必要面積、配置計画(レイアウト案)は4章で検討済み
(4) 収集・運搬	発災時の収集運搬体制、公有・民有の運搬車両台数について記載	5.1.2(2)④収集運搬をもとに記載
(5) 倒壊家屋の解体・撤去	被災家屋の公費解体について記載	県計画をもとに記載
(6) 空家等対策	災害による空家倒壊に伴う手続等について記載	5.2.2をもとに記載

目次項目	概要	計画作成方針
(7) 処理・再資源化	廃棄物の処理・再資源化に係る方法、フロー図について記載	県計画をもとに記載
(8) 有害廃棄物等適正処理が困難な廃棄物の対策	通常の処理が困難な有害廃棄物の種類、処理方法について記載	県計画をもとに記載
3-3 進捗管理等		
(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定	災害廃棄物処理実行計画の記載内容について記載	県計画をもとに記載
(2) 災害廃棄物処理実行計画の進捗管理	実行計画の進捗管理の内容について記載	
(3) 災害廃棄物発生量の推計	発災後の実際の災害廃棄物発生量の算出方法について記載	
(4) 仮置場の火災対策及び環境対策	仮置場での火災対策方法、環境の保全対策方法について記載	
(5) 災害等廃棄物処理事業費の国庫補助	国庫補助による補助金申請について記載	
第4章 大規模災害に対する備えと経験・知識の伝承		
4-1 大規模災害に対する備え		
(1) し尿の処理に関する関係機関との調整	県と連携した、関係機関との連携強化について記載	県計画をもとに記載
(2) 民間事業者の処理施設の余力の把握	民間事業者の廃棄物受け入れ余力の事前把握について記載	
4-2 教育訓練・人材育成等	県主導の訓練への参加による、庁内の人材育成について記載	
第5章 災害廃棄物処理対策(風水害) 注)地震災害と異なる事項に関して記載		
5-1 水害廃棄物処理の概要		
(1) 概要	水害廃棄物の概要について記載	県計画、1章 1.2、5章 5.1.2(3)をもとに記載
(2) 想定する風水害	想定する風水害について記載	
(3) 水害廃棄物の特徴	水害の地震による廃棄物との性状の違いなどについて記載	
5-2 水害廃棄物発生量の推計		
(1) 推計方法	水害による廃棄物発生量の推計方法、推計結果について記載	2章 2.2をもとに記載
(2) 推計結果		
5-3 水害廃棄物の処理		
(1) 処理基本方針	水害による廃棄物発生量の処理方針を地震による廃棄物との性状の違い等から記載	5.1.2(3)をもとに記載
(2) 仮置場	水害時の仮置場の候補地、レイアウト例について記載	4章をもとに記載

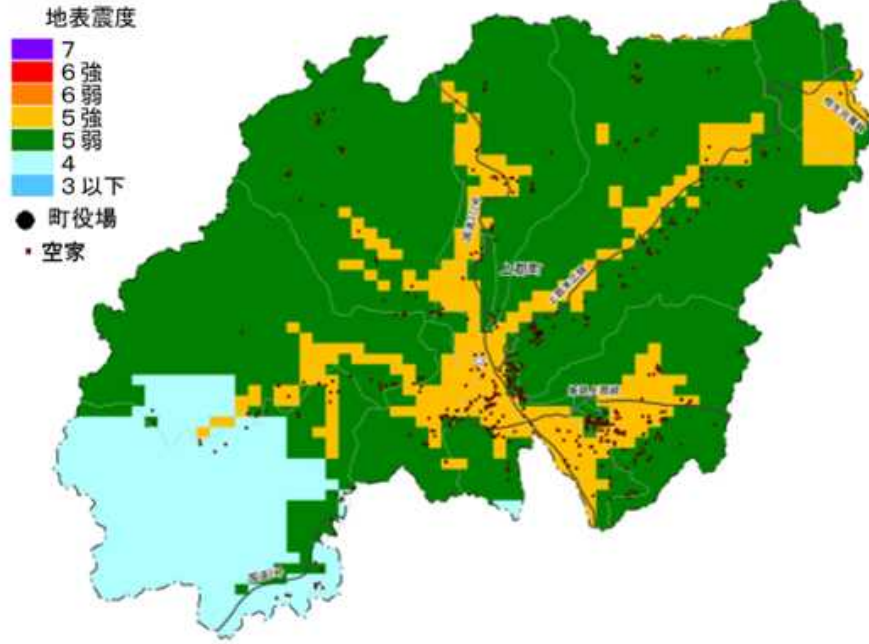
注. 赤字：兵庫県災害廃棄物処理計画(案)目次構成からの変更、追記箇所
 ：町が独自に検討すべき項目

◎災害廃棄物処理計画への記載想定事項の抽出・作成

◆空家処理の事前対策、応急対策上の留意点整理

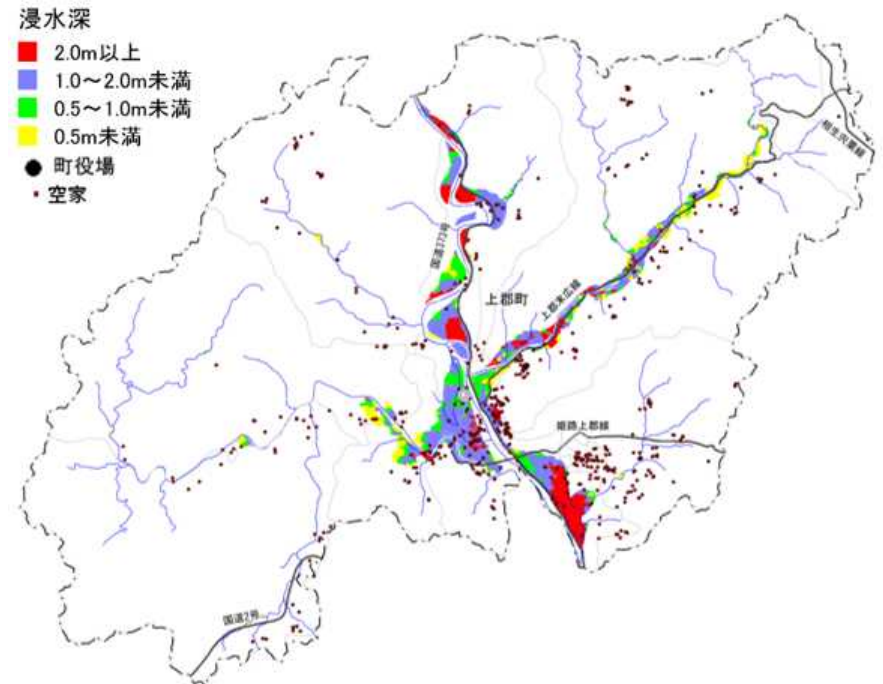
▼ 山崎断層帯地震(主部北西部)震度分布に含まれる空家棟数 [上郡町]

震度	空家棟数
5 強	183
5 弱	345
4 以下	18
計	546



▼ 洪水浸水想定区域に含まれる空家棟数 [上郡町]

浸水深	空家棟数
2.0m 以上	25
1.0~2.0 未満	53
0.5~1.0 未満	9
0.5m 未満	5
計	92



◎災害廃棄物処理計画への記載想定事項の抽出・作成

◆空家処理の事前対策、応急対策上の留意点整理

▼ 空家への事前対策(案)

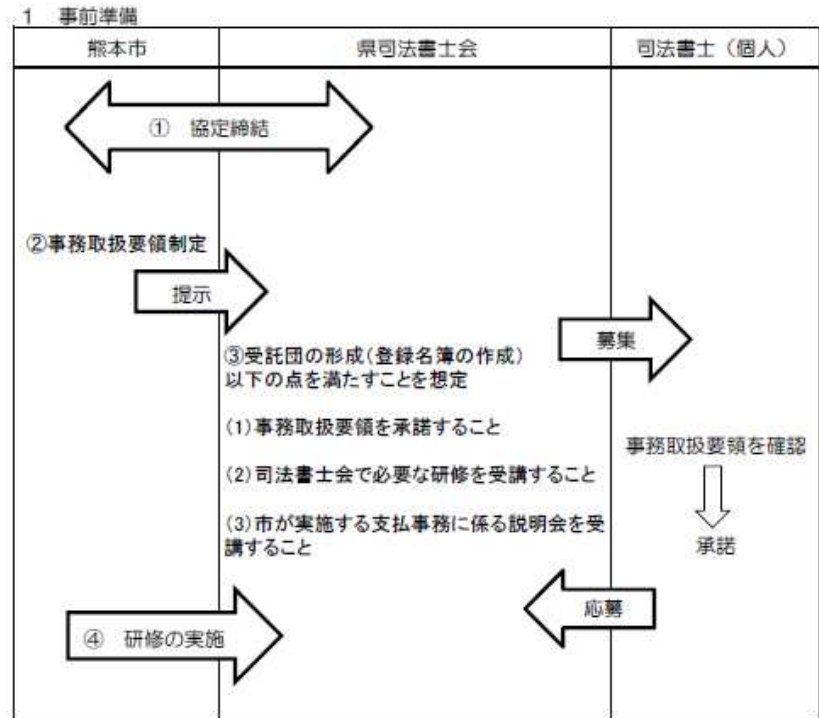
項目	内容
①担当課との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・町内空家数の把握、所有者名簿の共有 ・最新の空家分布図による空家位置の把握 ・特定空家等の発災時に影響があると予想される空家位置、所有者の把握 ・発災時の連携体制の構築（空家対策担当課との役割分担、情報共有など）
③協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時の所有者不明の空家解体に係る司法書士または弁護士への業務委託に関する協定の締結

▼ 空家の応急対策(案)

項目	内容	
①被災情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に把握した、空家分布、一覧をもとに空家の被災状況の把握 ・災害時における、住民への空家被災状況の提供の呼びかけ 	
②空家等の解体撤去	所有者がいる空家の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者からの申請により、応急危険度判定担当課、有資格者（1級建築士、応急危険度判定士）と連携し、事前に把握した空家等に関し、被災状況の確認 ・解体対象に該当する場合、罹災証明の発行による、空家の解体撤去
	所有者不明の空家の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者からの申請により、応急危険度判定担当課、有資格者（1級建築士、応急危険度判定士）と連携し、事前に把握した空家等に関し、被災状況の確認 ・解体対象に該当する場合、司法書士業務委託により、公費解体による手続

出典：空家等の解体撤去：熊本市提供データをもとに作成

【司法書士への業務委託フロー】



注. ①受託司法書士名簿作成（受託団形成）に係る基本事項の決定

②事務手順の明示（委託上限額の確定など）

③司法書士（個人）の名簿作成

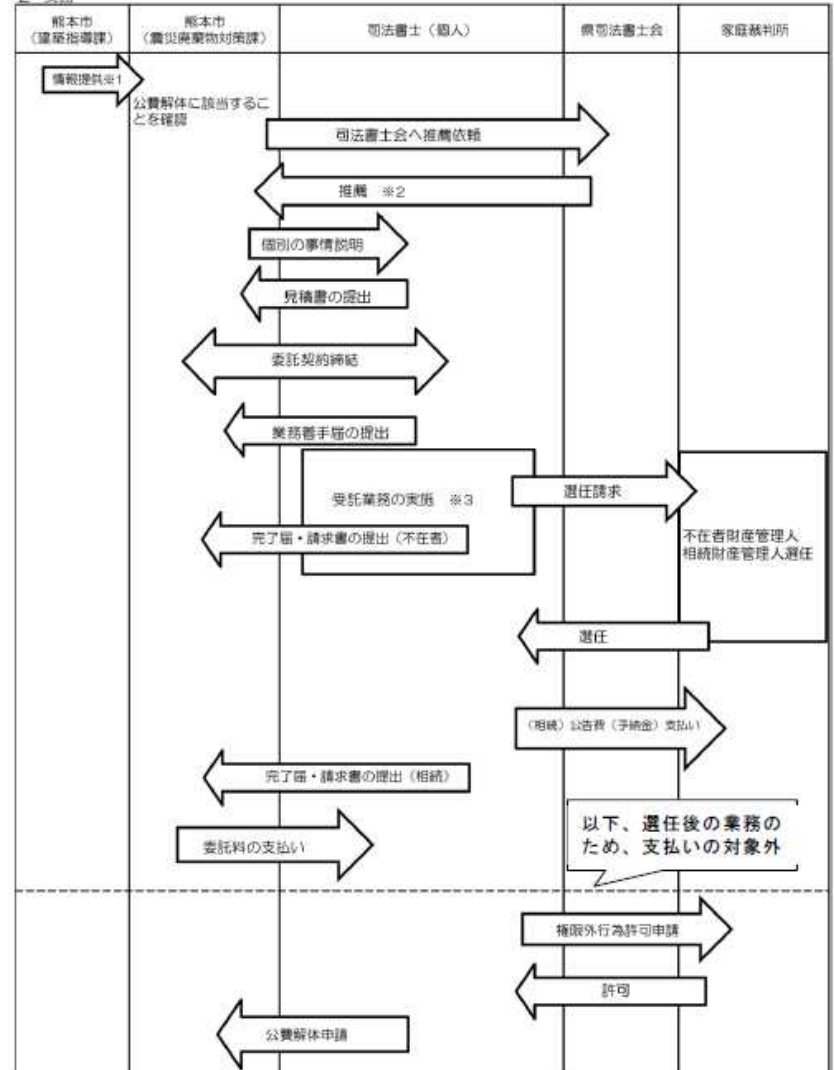
④市から支払事務に係る説明を実施

▲ 司法書士への業務委託フロー(事前準備)

◎災害廃棄物処理計画への記載想定事項の抽出・作成

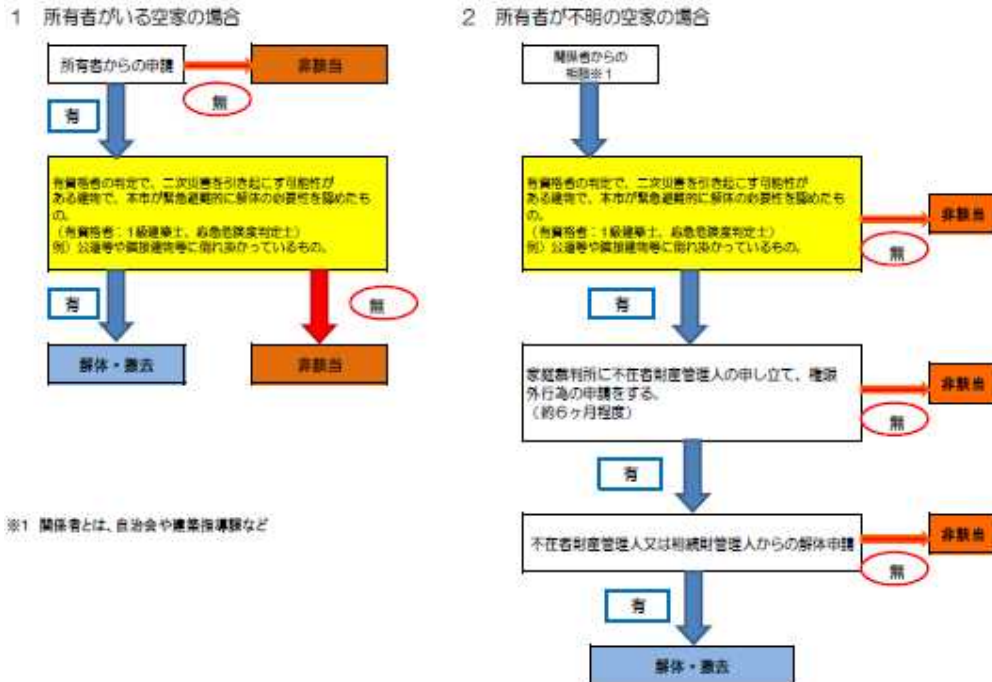
◆空家処理の事前対策、応急対策上の留意点整理

2 実務



※1 所有者が住所不明または所有者がすでに死亡しており相続人もいない空家で解体の必要があるものを抽出
 ※2 経験・実績・事務所所在地等により選定
 ※3 受託業務の内容 1) 選任請求 2) 相続人 (戸籍) 調査

○熊本地震による被災家屋等のうち空家の取扱いフロー



※1 関係者とは、自治会や建築指導課など

▲ 熊本地震による空家の取り扱いフロー

▲ 司法書士への業務委託フロー(実務)